

▼研究ノート

連合軍占領期のドイツ警察と民意動向

——ゲルゼンキルヒェン市警が手がけた『情勢報告書』（一九四五／四六年）——

金田敏昌

1 先行研究と課題

本稿の課題は、第三帝国が崩壊した後の連合軍占領期におけるドイツ警察の日常業務の一形態を明らかにするとともに、その現場の動向に果たした住民の役割を検討することにある。

ドイツ史研究において、警察が「影のような存在¹⁾」から抜け出したのは、比較的近年のことである。主要な論点として、一八世紀までのプロイセンにおいて、福祉行政全般を包括する「公共の善き秩序」を意味した広義の「ポリツァイ」が近代の過程においてどのように変化したのかという問題がある。従来の法制史的見地に立つと、確かに、一九世紀は、広義の警察が福祉行政機能から分離し、「秩序確保」と「危険防除」という二重の課題に制限されて、近代的警察概念が生成する局面であった。しかし、一九八〇年代以降に本格化するに至った個別の歴史研究が、明らかにしたのは、ドイツでは、この近代的警察へと移行する過程が、実態レヴェルではさまざまな様相を呈し、ヴァイマル期に至るまで容易には進行しなかったという点である。並行して、刑事課題の遂行におけ

る個別専門化・科学技術化という意味での警察の近代化は、一九世紀末から進展の一途をたどったが、この動きをさらにつよめる一方で、「法廷を介さない」という点で非近代的な裁量空間を警察にみとめ、さらに警察機構の中央集権化と広範な行政領域における福祉警察化を図ったのがナチスであった²⁾。

こうしたドイツ警察に関する歴史的な理解から戦後警察にも関心が向けられるようになったのは、ごく近年のことである。一九七〇年代のドイツにおける事典的解説によると、戦後警察は、ドイツにおいては伝統的に警察が果たしてきた福祉行政警察を解消し、執行警察に機能制限する「いわゆる脱警察化」の局面であった³⁾。八〇年代半ばになって、政治学的見地から「国家の暴力独占(M・ヴェーバー)」の概念をもとに、戦後警察を(西側)占領軍政策の挫折と非民主的警察の「復古」とする理解がひろまった⁴⁾。しかし、この見解において制度・組織上の変化が単純に一般化されてしまっている点は否めない。それに対して、ドイツ警察の「分権化」・「非軍事化」・「非ナチ化」・「民主化」をめざした占領軍規程の複雑で多様な運用の実態や「ナチの過去を持つ」警官の再雇用の

経緯が近年の研究によって明るみにでつつある⁵⁾。また、制度・組織面の变化を重視する研究の一方で、日常史の手法や社会的規律化のテーゼをふまえて、未端レヴェルにおける権力行使のメカニズムを解明することに対する関心も深まってきている。しかし、戦後警察の現場は、どのようなひろがりを見せていたのかということ自体がそもそも明らかにされておらず、この現場がいかなるフアクターをともなうて動いていたのか、といった問題はほとんど考察されていないのが現状である。

こういった状況において、重要な論点を提示しているのが戦後ドイツ警察の社会とのかかわりにおける官憲的性格を強調したフルメツの研究である。なかでも、バイエルン州警察の「月間報告書」の分析をとおして、情報統括の上層部による統計操作や民意創作の事実を明るみにだした一九九七年の論文は、示唆に富んでいる⁶⁾。「外国人犯罪」をめぐって州警察は、現場から切り離された制御可能な「危機的状況」を絶えず「でつちあげる」ことで警察力を担保する機会を維持したという。その際、「外国人の危機」に対する警察の主観は、三人称 (Eman) による民意として書きかえられてもいた。このように、彼の議論の核にあるのは、警察が権限を担保すべく、「成果」をあげるために「上から」、犯罪(者)や住民と作動的に関わっていたという点である⁷⁾。

それに対して、住民が現場の動向に独自の影響を与えることはなかったのかどうか、という問題について筆者は、すでに連合軍進駐直後から一九四五年晩秋に至る時期を対象にゲルゼンキルヒェン市警に焦点を当てて、当時「頻発」した外国人犯罪をめぐる市警と住民感情の動向との関係性を分析している⁸⁾。第一に、外国人犯罪の撲滅に関する市警文書において住民の保護要求は、英軍占領下特有の問題であった警察の再武装要求にすりかわっていたことが判明した。第二に、しかし、再武装要求

の根拠となった「外国人の危機」は、警察によって創りだされたのではなく、未然の暴力行為と報復行為に対する恐怖感に染まった住民感情によって生みだされていたことが個々の告発・陳情・報告書から明るみにでた。治安課題の遂行に警察と住民の双方が独自の役割を担ったという事例である。その後、四六年以降は、脱警察化政策の本格的な運用が試みられる時期であるが、ドイツ警察の現場はどのような動きをみせるのだろうか。また、住民と警察とのかかわりを視点に据えると、この現場の動きをどのように捉えることができるだろうか。

そこで、本稿では、ゲルゼンキルヒェン市警のなかでも情報統括業務を担当した刑事係の「情勢報告書」をもとに、ドイツ警察の現場業務の形態を民意動向との関係で明らかにする。ゲルゼンキルヒェン市警を取り上げる理由は、以下の二点に集約される。第一に、同市が進駐直後から長期にわたって自治体警察を擁した数少ない都市であるために、市レヴェルの公文書館に比較的豊富な史料が存在する点である。第二に、ゲルゼンキルヒェン市域で展開してきたドイツ警察の歴史性である。同市は、ルール地域の一拠点として、一方で工業化以降の時期に労働運動の取り締まりを主眼とした超地域的かつ強大な執行・政治・刑事警察機能を構築するに至り、こういった土壌が警察とナチスとの統合を容易にしていた⁹⁾。他方で都市内部では、「社会規律化の要素を明らかに示してきた」福祉行政警察機能が存続してきた¹⁰⁾。脱警察化路線は、これらの点を根本的に改革する試みであり、同市は、その成果をみるのに適している。この点について、ゲルゼンキルヒェン市では人員・制度面における逆行現象が脱警察化路線の撤回をもたらした、というネーテンの指摘がある¹¹⁾。これは一九四〇年代末の事態である。したがって、占領初期の実態に迫るためには現場業務を分析の対象としなければならない。

具体的に次章では、刑事係が当時置かれた状況について概観する。つづく第三章以降において、「情勢報告書」において刑事係が民意動向をどのように記述し、「社会不穏の原因とその解決策」を報告したのかを明らかにする。この報告様式から浮かび上がってくる個々の断片をとおして、刑事係は、現場において民意動向にいかなる態度を示したのかを突き止める。

2 刑事係の苦境と「情勢報告書」

本章では、ゲルゼンキルヒエン市立公文書館に所蔵されている市警文書のうち、市警長官ゾヴァイン「在職・一九四六年四月八日―五三年九月三〇日」が編纂した『年度報告書』¹²⁾と、日常的に作成された雑多な警察文書群をもとに当時の犯罪情勢と刑事係の業務基盤について概要を示す。

(1) 犯罪情勢と刑事係の業務基盤

まず、市警の組織体系を簡単にみておこう。連合軍の進駐による国事警察機構の解体にともなって、多岐にわたった行政警察機構が市政各局に委ねられるとともに、警察局長の指揮系統は、一般警察部門として警備係と、司法警察部門として刑事係に限定された。司法警察化とは、犯罪訴追とそれにかかわる捜査業務への限定を意味するものである。市内一六箇所に置かれた警察署には一般警察官が配属されており、市域を二分してライン・ヘルネ運河以南の「旧ゲルゼンキルヒエン地区」を第一警備係が、運河以北の「プーア地区」を第二警備係が統括した。同様に第一・第二刑事係が配置されたが、刑事係の拠点は、警察署単位ではな

く本部のみに集中して置かれた。¹⁴⁾

つぎに、犯罪情勢をみておこう。一九四五年秋以降、大規模な本国送還によって外国人犯罪は激減し、市域ではドイツ人による略奪・強盗犯罪が悪化の一途をたどっている。¹⁵⁾一九四六年の動向をみると、市域全体で一六二三五件の告発がなされ、そのうち窃盗・強奪事件が一一一八三件にものぼったことが明らかとなる。¹⁶⁾注目すべきは、その解明率である。暴行致傷七五・詐欺罪五六％に対して、窃盗・強奪事件は、「その他の犯罪」を除いてあらゆる犯罪のなかで最低水準を示し、二〇％に満たない状況に陥っていた。

こういった略奪・強盗行為は、ゾヴァインが憂慮するところでは、闇市活動にも「ますます拍車をかけていた」¹⁷⁾。さらに、この憂慮は、かかる事態として配給事情の悪化のみに由来するものではなかったことが日々の事件記録や報告書から浮かび上がる。武装解除を施され全般的に対処能力を欠いた現場の警察官が危惧したのは、相次いで暴力危害を被ることに對する恐怖であった。¹⁸⁾『年度報告書』によると業務環境は、著しく不全を来し、「事務室用家具、タイプライター、用紙でさえが不足する」状況であった。興味深いのは、刑事係の職場に関する描写である。ほとんどの執務室は、風雨を凌げず、かろうじて使えた部屋では、「平均して八乃至一〇人の刑事係官が一室で業務に当たらざるをえなかった」¹⁹⁾。また、捜査資料や犯罪者カードは戦災で失われるか処分されたため、容疑者の取り調べも円滑に進まなかったという。

人員情勢にも目をむけよう。ゾヴァインが伝えるところでは、職業教育を受けた警察官は、一方で国防軍の撤退命令が届かなかつた者と、他方で一九三三年の政治的事由にもとづく解雇者などで構成されたが、その数はごく僅かであった。したがって、大部分の警察官が「寄せ集めら

れた」が、志願者の身元調査さえままならない状況において採用基準は、「単に志願者が醸し出す外見でしかない」状況に陥った。そのため、戦後間もない時期には、とくに臨時警察官のなかでは度重なる出入状況があり、「異常な人事変動」が起きていたという。人員数の推移をみておくと、米軍の進駐直後に、ブーア地区において一二名、旧地区ではおよそ一五〇名で構成されたドイツ警察の勢力は、四六年末にかけて六三三名まで増員が図られた。係別にみると、四五年七月から翌年末にかけて、警備係で一五八名から四九三名の増員がみられるが、刑事係では五五名から六〇名へと僅かにとどまった。刑事係官の年齢構成に目を向けると、四〇歳以上が四五年末でおよそ六〇%、四六年末で六三%と年齢層の高さが顕著である。これらのことには、経験者が求められたことと、一般警察からの流入においても長期の養成期間を要したことがある。また、当時の刑事係の勢力は、三九年における一般警察およそ八〇〇人、刑事警察一〇〇〇人とする「標準的な」状況には程遠い状態であった。

(2) 情勢報告書

刑事係は、業務の遂行もままならない状況に直面してどのように改善を求めるのだろうか。その手段となつたのが「情勢報告書」である。英軍占領下におけるドイツ警察の報告業務は、連合国派遣軍最高司令部の「ドイツ警察指導要領」²¹及び、「ドイツ警察官庁指導者宛て指令」²²を継承した一九四五年九月二五日の「英占領地区ドイツ警察システムの再編に関する命令」²³によって事細かに規定されており、事件記録から業務報告書に至るまでの各種文書を占領軍に提出することが義務づけられていた。ゲルゼンキルヒェン市警についても例外なく、一連の文書がトップ

を介して「軍政部に直接提出」されていたことがわかる。

これらの文書のなかでも、一九四五年秋以降の時期について現存するのは、刑事係が作成した「情勢報告書」である。この文書群は、占領軍に対する具申の手段として独自性を有した点で重要である。その理由は、例えば同年一月一七日付の市政文書を見るとわかるように、英軍司令官は、市長に対して同月二〇日から毎週、市政各局の業務報告を統括し、「週刊報告書」を提出することを義務づけたが、それ以前より長期にわたって、「市警は、独自に『情勢報告書』を提出していた」²⁴点から明らかになる。また、『情勢報告書』は、市長サイドに課せられた限定的な情報統括業務とは別の回路で住民の声を取りまとめ、軍政部に伝える手段でもあった²⁵。さらに、報告の書式においてみのがせないのは、社会情勢に関する「情勢報告書」の記述について、計量的な分析に重点を置いた「週間報告書」の記述との対照が際立つ点である。「情勢報告書」では、悪化する社会事情をめぐる「世間話・風評・うわさ」から「社会不穏の原因とその解決策」に至る一連の記述が一貫して数値をとるものでもない質的な表現によってなされていた。このように、刑事係内部で独自に民意動向や社会情勢を記述するとともに、事態改善の要求を占領軍に提出する回路が存在したのである。次章以降では、具体的に「情勢報告書」のなかでも四六年夏にかけて提出された文書を取りあげ、その報告様式を分析する。

3 食糧事情と「住民の急進化」

一連の「情勢報告書」をみていくと、刑事係は、さまざまな「社会不穏」を伝えるとともに、この「社会不穏」をめぐる「原因と解決」につ

いて独自の説明をただけでなく、占領軍に対して不信感をも露わにしたことが浮かび上がってくる。その際、記述の要となったキーワードが「住民の急進化（急進化する住民）」であった。

市警の憂慮は、食糧事情と犯罪情勢が相関的に悪化する状況に対して手が打てないところに示されていたが、ゲルゼンキルヒェン市では一九四八年に至るまで食糧事情が慢性的な窮乏状態に陥っていた²⁶。本稿との関連において、四六年夏場にかけて食糧事情が悪化の一途をたどり、食糧配給がままならない状態であったことは、当時、市警を主力とする闇市活動の摘発が頻繁に行なわれ、なかでも同年七月一日に市内で最大規模となる作戦が展開されたことにもよくあらわれている。「ブルムカーパークに手入れ、再び」と題された翌日付のヴェストフアーレン・フォルクス・エコー紙の記事によると、「刑事警察官の全勢力が潜入した²⁷」のち制服警官隊が出動し、総計一六〇〇名が検査され、四二六名（うち女性一五七名）が逮捕されるに至った。『年度報告』によると、その後八月になっても、同市は、エッセンやドルトムントからの流入者で、「闇市が花咲く」状況に陥り、刑事係は対処に追われていた²⁸。「情勢報告書」では、こうした食糧事情の悪化についてきわめて内容に富む記述が展開されているが、まず、「情勢報告書」の具体的な検討に入る前に、市長が提出した「週刊報告書」をみておこう。特徴的なものは、量的な分析が試みられている点である。例えば、「最新の告知にもとづいて、第八六配給期以降、標準接取カロリー配給量に変更が施された」ことに関する一九四六年三月五日付の文面をみると、「成人に対する最高配分量は、一五五〇から一〇四キロカロリーに落ち込み、日々五三六キロカロリーの減少が生じている」と伝えられるとともに、「一五五〇キロカロリーが一日当たりの最低基準であるにもかかわら

ず、新規定は最早生命にかかわる配給量である」というように、量的な基準による評価が下されていることがわかる。

それに対して刑事係は、どのような報告を試みたのだろうか。一九四六年三月二六日付で第二刑事係が提出した「情勢報告書²⁹」をみてみよう。同文書の「不穏の原因と解決策」と題された項目は、「配給は生存最低限を下回っているのが事実である」として、市長報告の内容に沿う記述ではじまっているが、つづく文面をみると、かかる事態もたらした民意動向について、表現技法上の対照が際立ってくる。「買い出しや闇市に猛反発していた人びとも」、配給外で、「生きるために食糧にありつくことに、罪悪感を覚えなくなった」状況下で、「住民のモラルは失墜し、道徳的かつ社会的な規範よりも生命の確保のための原始的なエゴイスムスが台頭している」というように、刑事係の記述は質的な表現に終始したのである。さらに注目すべきは、つづけて住民の占領軍不信が語られる点である。食糧事情に起因する「住民の急進化」は、「占領軍に対する住民の信頼を掘り崩す」ところにきており、「イギリス人にわれわれを助けようという気など毛頭ない」、という「一部の急進的な住民層」に抱かれていた感情は、「これまで英軍に対する忠誠心を一途に示してきた住民層にさえ浸透している」というのである。このようにして、幅広い層における「住民の急進化」と占領軍不信に関する記述の間に密接な連関が形作られていることが明るみにでた。

以上の事例から浮かび上がったのは、食糧事情の悪化、「住民の急進化」、占領軍不信のそれぞれの事態を質的な表現を用いて密接に連関づけるという刑事係の報告様式である。また、司法警察部門が食糧供給という福祉行政課題を独自に認識するとともに問題の解決策を模索しようとしている点にも注目すべきである。ゲルゼンキルヒェン市警刑事係

は、脱警察化されない「情勢報告」の現場をもち、この現場はつねに住民と接点を有して動いていたのである。

4 「住民の急進化」に対する刑事係の態度

刑事係の報告様式についてさらに分析をつづけると、「住民の急進化」に関する記述が刑事係独自の占領軍批判とも連関を形成する経緯を追うことができる。本章では、政党活動と外交事情をめぐる民意動向に関する刑事係の記述に焦点を当てて、それぞれの記述における「住民の急進化」に対して刑事係がどのような態度を示したのかを明らかにする。

(1) 刑事係による政党監視

英軍占領下では、一九四五年九月一日五日後に政党政活動が制約をとれないながらも正式に認可され、ゲルゼンキルヒェン市でも告知がなされるに至った⁽³¹⁾。これとやらんで労働組合も認められることになったが、その後の動向について注目すべきは、市長の「週間報告書」において関連する記述が一切みうけられない点である。ドイツ人当局のなかで、刑事係のみが独自に占領軍に対して市内の政治情勢を伝える回路を有したのである。さらに、「情勢報告書」において顕著なのは、政党政活動に関する報告のなかでもドイツ共産党(KPD)の動向に関する記述がその大部分を占めた点である。例えば、四六年二月一日付で第二刑事係が提出した「情勢報告書」をみると、「一月二六日、プーア・レッセのW食堂でKPD集会開催さる。講演者は党書記T。集会は一八時開始、およそ三〇〇名が参加」したことはじまり、数日間にわたってプーア地区で催されたKPD集会の動向が網羅されており、刑事係の同党に対す

る過敏反応がみてとれる。刑事係は、この業務を「監視⁽³²⁾」として認識していた。

政党監視に関する刑事係の報告は、KPDに限って講演内容の詳細をこえて党活動の評価・分析にまで紙面を割いた点において注目に値する。例えば、一九四五年一月一日四日付で第二刑事係が提出した「情勢報告書」⁽³³⁾をみると、軍政部によって政党政活動が規制されるなかでKPDは、「当初からその活動性と巧妙なプロパガンダにより」、「目下、世論につよく働きかけるところが多い」との評価が下されていた。

このKPDをめぐる民意動向に関する記述をさらに追うと、刑事係が占領軍政策を牽制しようとする動きがみてとれる。特記すべきは、ここにおいて、「住民の急進化」の「解決策」が食糧状況の改善には一切求められなかったという点である。ひきつづき、一九四五年一月一日四日付の「情勢報告書」⁽³⁴⁾をみると、「牽制策」が政党政監視に関する記事ではなく、「住民のたつての要望」と題された項目で示されており、「自由・民主政党政は、ますますプロパガンダ活動の望みをつよめ」ていたが、その理由は、「広範な住民に宣伝をする機会」を確保することで「急進化」を回避できるという点にあった。同様のことは、四六年二月二七日付で第一刑事係が提出した「情勢報告書」⁽³⁵⁾にもみてとれる。「KPDのみが鉱山労働者を中心に大多数の住民をひきつけている」という「社会不穏の原因」として問題視されたのは、「政党政の広報活動が禁止されている現状」であり、ここからも刑事係は、「その解決」に向けて占領軍政策を牽制する動きをつよめている点が浮き彫りになる。

こうした動向と対照をなしたのは、同時期における一連の「週間報告書」が「特記すべき治安妨害はなし⁽³⁶⁾」との報告をつづけている点である。刑事係は、本来の司法警察化とは矛盾を来す政治警察の現場を有し

て独自に「監視」業務を遂行するとともに、「危機的状況」を察知し、占領軍不信も露わにしながら「改善」を求めたが、その手段は、食糧事情の良化ではなく政党活動規制の緩和に恣意的にすりかえられていたのである。

(2) 外交事情をめぐる民意調査

「情勢報告書」では、刑事係内部で調査された「政治・経済に関する世間話・風評・うわさ」にも紙面が割かれたが、その大部分を占めたのは、外交事情をめぐる民意動向に関する記述である。なかでも、「英ソ開戦のおそれ」は、しばしば「情勢報告書」に記載されることとなった⁽³⁸⁾。その背景には、戦火に巻き込まれ食糧事情のさらなる悪化が引き起こされることに対する住民層の懸念があった。一九四六年六月以降の「情勢報告書」をみると、「住民の急進化」が、食糧事情をはじめとする社会情勢の改善されない事態にともない、さらに同年七月の外相会談の動向をうけて、劇的な「英軍政府に対する住民感情の悪化」として伝えられたことがわかるが、ここで注目すべきは、刑事係による報告様式に重大な変化がみとれる点である。

まず、一九四六年六月一二日付で第二刑事係が提出した「情勢報告書」⁽³⁹⁾をみよう。「政治・経済に関する世間話・風評・うわさ」の項目記事によると、住民間の「最大の関心」は、困窮状況の、打開をもたらすかもしれない「来る外相会談」であった。「外相会談の結果によつては、ますます住民の急進化が招かれるであろう」とする刑事係の所見につづけてみることができないのは、独自の軍政部批判である。依然として食糧配給量の安定化がみこまれない状況下で、「軍政部は、全く意欲に欠けているのだ」というのである。軍政部に対する刑事係の率直

な非難は、以前の記述にはみうけられなかった。

同様の軍政部批判は、外相会談が閉幕したのちの「情勢報告書」にもみとれる。一九四六年七月二六日付で第二刑事係が提出した「情勢報告書」の冒頭、「政治・経済に関する世間話・風評・うわさ」に関する記事によると、「外相会談が未だ話題の中心になっている」が、「以前から言及しているように、このところの甚大な配給量削減によつて、英軍政部に対する野蛮な動きがたかまりをみせている」とのことであった。つづけて、四六年八月九日付で第二刑事係が提出した「情勢報告書」⁽⁴¹⁾もみてみよう。「政治・経済に関する世間話・風評・うわさ」によると、「パリ外相会談の結果は、住民にいつその軍政部批判を生み出すに至った」。この占領軍批判は、「食糧配給量の増加が見込めないだけでなく、食糧価格が高騰の一途にある」という「危機的状況」に起因するものとして報告されていた。いずれの事例においても刑事係は、食糧事情の改善を盾にして占領軍政策を牽制したのである。

以上の外交事情をめぐる民意調査の事例から、社会情勢に改善の兆しがみられないなかで、刑事係は、占領軍政策を批判する動きをつよめたことが明るみにでた。その際、「急進化する住民」に対して刑事係は、どのような態度をみせていたのだろうか。「社会不穩の解決」がいっとうに見込めないなか、第一刑事係が一九四六年八月一二日付で提出した「情勢報告書」⁽⁴²⁾は、記述様式に明確な変化が生じている点できわめて重要である。「政治・経済に関する世間話・風評・うわさ」と「社会不穩の原因とその解決策」に関する記事において、分析的な記述は一切みうけられない。文面から浮かび上がってくるのは、三人称の「man」でもない、「wir（われわれ）」によるフラストレーションの吐露である。「われわれは、なぜ飢えねばならぬのか」、「食糧備蓄は何のためにあるの

か。犯罪的な投機のためか」、あるいは「来る戦争のための準備のためか」といった内容をはじめとする問いただしにつづけて、このフラストレーションの矛先は、「鉱山業の搾取政策が悲劇的狀況に陥っていること」、「バターなどのドイツ製物資が英国本土に移送されていること」、「英国の世界政策」に向けられた。こういった問題は、まさに数カ月にわたって住民の「世間話・風評・うわさ」に記載されたのと同様の話題であった。本節の事例において刑事係の占領軍批判は、民意動向と一体感を形成して展開されたのである。

(3) 刑事係の現場と住民

前節に至るまで、刑事係が独自の報告様式において「住民の急進化」の原因が多岐にわたる「社会不穏」にあるとの記述を進めながら、占領軍批判を展開するに至る過程を追ってきた。その際、事態の改善が図られない状況下で刑事係は、「急進化」する民意動向と一体化することで声高に占領軍に不満をぶつけるまでに至ったことが露わとなった。「情勢報告書」は、社会情勢に応じて、報告様式に独自の変更をくわえながら、刑事係内部の主張・要求を伝える手段であったといえよう。

ところで、「情勢報告書」における民意動向は、刑事係による記述のなかで一般性がたかめられて記述されたものであったが、どの程度まで実態を反映したものであっただろうか。この点について、本稿で対象とした時期には現存する告発文書や陳情書がほとんどないため、当時の住民感情を実態的に明らかにすることはできない。したがって、ここでは刑事係が「世間話・風評・うわさ」とどのように向き合ったのかを示しておく。

その糸口となるのは、一九四六年七月二六日付の「情勢報告書」^⑬に記

録された第一刑事係による調査活動の経緯である。「大量のドイツ製バターがイギリス本土に向けて接収される」といううわさを聞きつけた第五班が調査に乗りだしたところ、事の発端は、市内のドイツ人が米国人の知人から手紙を受け取ったことにあると判明したが、その米国人はさらにある英国人からその情報を知ったという。この点について、第五班がひきつづき、関係者からの事情聴取にあたるこのことであった。また、時を同じくして、「ブラジル政府から大英帝国政府に対して、ドイツに安価でコーヒーを売り下げるとの申し出があった」といううわさが世間で広まっていることについても、調査が行われていた。第五班が「占領軍司令部に問い合わせた」ところでは、「事実無根のうわさであった」という。以上は、断片的な事例ではあるが、うわさの真偽と出所を突き止めるべく努められた背景には、自己完結的な民意動向が机上で創りたさていたのではなく、刑事係にとつて行方が読めない動態的なひろがりがある現実の社会のなかに存在したといっていいたいだろう。

5 結論的考察

本稿がこれまでに明らかにしてきた点を整理してみよう。第一に、連合軍が進駐して間もない時期において、ゲルゼンキルヒェン市警刑事係の業務基盤は、設備・装備・人員の多岐にわたつて全般的に事欠く状況であった。第二に、しかし依然として改善の見込みのない犯罪情勢に対して、刑事係内部でも危機意識がつのる一方であった。第三に、かかる事態の打開を図るべく刑事係は、「情勢報告書」をとおして占領軍に改善要求を伝えた。第四に、刑事係の主張は、独自の報告様式によって、食糧事情の悪化による「住民の急進化」を根拠に占領軍不信をとまな

て展開された。第六に、ただし、一方で「住民の急進化」の回避策は、KPDの監視業務において食糧事情の改善ではなく、民主サイドにおける政党活動の規制緩和にすりかえられたが、他方で外交事情をめぐる民意調査において刑事係は、食糧事情の改善を回避策の最善の手段としてよりいっそう強調するとともに、独自の占領軍批判に声を荒げるまでに至った。

以上の諸点から浮かび上がってくるのは、刑事係が各々の現場で民意動向に対してみせたアンビヴァレントな態度である。政党監視業務にあたり「急進化する住民」をめぐる刑事係が示したのは、「上から」の恣意的な情報統括の実態であった。この点は、刑事係内部になんらかの政治的なコンセプトが存在したことを意味している。ただし、市長及び警察要職者がSPD党员・支持者で占められていたということがわかっているものの、政党性が警察行政や業務実践にどのように反映されたのかについて、現段階で突き止めることはできない。しかし、現場レヴェルにおける政治警察が存在したことは明らかである。占領直後の時期におけるドイツ警察の現場でこのような動きがあったというのは、脱警察化について制度・人員改革の動向のみをみて下された評価とは位相を異にするものである。

司法警察化と相反する事態は、政治警察の領域だけでなく、刑事係が福祉行政的領域を警察課題として認識していたことにもあらわれていた。ただし、そこでは民意動向が恣意的に創りだされて記述されたのではなく、民意動向が警察にとって未知なるものとしてつねに正確な調査の対象となり、警察課題の形成に影響を与えてもいたのである。この現場業務における一形態が示していたのは、フルメツの指摘にはみられない警察像である。

なお、これらの局面のみをとおして現場における警察課題の歴史的連続性を議論することは、早急である。業務基盤が一般的に不備を来したという戦後の事態により、個々の警察官が刑事訴訟法などの業務規定を熟知しておらず「ナチ的」な強制捜査に踏み切ったことや、また当局が情勢の変化に対してその都度、明確なコンセプトを形成することなく対処に追われていたこともあったからである。しかし、連合軍占領期のドイツ警察に関する一事例をとおして少なくとも、ミクロレヴェルでは、制度綱領とは矛盾することもある現場が存在したことにくわえて、個々の警察課題には、警察と住民の双方がさまざまな度合いで関与していたということが明らかになった。こういった視点から警察史を研究することではじめて、警察が社会に根づく過程がみえてくるといえるだろう。

注

- (1) Alf Lütke, "Einleitung. 'Sicherheit' und 'Wohlfahrt'. Aspekte der Polizeigeschichte", in: 'Sicherheit' und 'Wohlfahrt': Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert, hrg. v. Lütke, Frankfurt a.M., 1992, S. 22.
- (2) 拙稿「ドイツにおける警察史研究の成果と課題」『三田学会雑誌』一〇〇巻二号、二〇〇七年。矢野久「犯罪史 ドイツ史からの展望」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、二〇〇二年。
- (3) Franz-Ludwig Klemeyer, "Polizei", in: *Geschichtliche Grundbegriffe. Historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Band 4, hrg. v. Otto Brunner/Werner Conze/Reinhart Koselleck, Stuttgart, 1978, S. 895ff.
- (4) 代表的なものとして、Falco Werkenin, *Die Restauration der deutschen*

Polizei: Innere Rüstung von 1945 bis zur Notstandsgesetzgebung, Frankfurt a.M./New York, 1984.

- (5) 代表的なものが Gerhard Fürmetz/Herbert Reinke/Klaus Weinhauser (Hg.), *Nachkriegspolizei: Sicherheit und Ordnung in Ost- und Westdeutschland 1945-1969*, Hamburg, 2001; Stefan Nothen, *Alle Kameraden und neue Kollegen: Polizei in Nordrhein-Westfalen 1945-1953*, Essen, 2002.

- (6) Fürmetz, “‘Betritt: Sicherheitszustand’ – Kriminalitätswahrnehmung und Stimmungsanalysen in den Monatsberichten der bayerischen Landpolizei nach 1945”, in: *1999. Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jahrhunderts*, H. 3, 1997.

- (7) これは、住民が当時においても積極的に行った密告・陳情・告発を「自己監視 (M・モニター)」のあらわれとして理解するのと対する批判を出発点にしたものであった。このテーマはもっぱら「下から」のゼンヌタボ研究として Robert Gellately, *Die Gestapo und die deutsche Gesellschaft. Die Durchsetzung der Rassenpolitik 1933-1945*, Paderborn, 1993.

- (8) 拙稿「連合軍進駐直後におけるドイツ警察の治安実践と住民感情——ゲルゼンキルヒェン市警が『特記』した外国人犯罪」『三田学芸雑誌』一〇一巻四三号、二〇〇九年。

- (9) Daniel Schmidt, “Die Bürgerkriegsarmee: Gelsenkirchener Schutzpolizei und politischer Extremismus. 1928-1932”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei: Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg. v. Stefan Goch, Essen, 2005; Schmidt, “‘Vom Prügelknaben eines verrotten Systems zum ersten Instrument des Staates’: Die Eingliederung der Gelsenkirchener

Schutzpolizei in den NS-Staat. 1933-1938”, in: Goch [2005].

- (10) Goch, “Strukturen der Polizei in Gelsenkirchen während des Kaiserreiches” in: Goch [2005].

- (11) Nothen, “Die Gelsenkirchener Polizei zwischen Kriegsende und Verstaatlichung. 1945-1953”, in: Goch [2005].

- (12) Chef der Polizei (CDP) Gelsenkirchen, *Die Gelsenkirchener Polizei: Jahresbericht 1945-1948*, o.O., 1949, in: Stadtarhiv Gelsenkirchen (StDA Ge)/HB3252.

- (13) StDA Ge/0 2696, Lageberichte der Polizei an die Besatzungsbehörde. 2.6.1945-31.8.1945.; StDA Ge/0 2697, Lageberichte der Polizei 1.9.1945-28.9.1948.

- (14) CDP[1949], S. 12.
- (15) 詳しい数値は、金田 [二〇〇七]。

- (16) CDP [1949], S. 78.
- (17) CDP [1949], S. 82.

- (18) 金田 [二〇〇七]。
- (19) CDP[1949], S. 7, 19 u. 54ff.

- (20) CDP[1949], S. 20ff.
- (21) “Richtlinien für die deutsche Polizei(German Police Directive)”, in: StDA Ge/0 305.

- (22) “Anweisung an die Vorsteher der deutschen Polizeibehörde(Instructions to Chief of German Police Agencies)”, in: StDA Ge/0 305.

- (23) “Auszug aus der ‘Instruktion über die Reorganisation des deutschen Polizeisystems in der britischen Zone vom 25. September 1945’”, in: *Das Polizeirecht einschließlich der Polizeiorganisation*, 2. vermehrte Aufl., Hans-Hügo Pösch, Tübingen 1952, S. 193ff.

- (24) Der kommissarische Oberbürgermeister(OB), Gelsenkirchen(GE), den 15.11. 1911.1945, in: StDA Ge/304.
- (25) 金田[二〇〇九]。
- (26) この問題が警察官の健康状態にも如実に反映したことは「金田[二〇〇九]」なお、戦後直後のルールー帯における木材不足による住居・燃料問題は、ゲルゼンキルヒェン市でも食糧事情と相俟って重大な社会的困窮を引き起こしていた。その上、住居問題と連動して爆撃被害の撤去は一向に進まず、無数の瓦礫、爆孔、廃墟が食糧品をはじめとする盗品の隠し場所などに利用されるといった悪循環が生じていた。
- (27) “Wieder einmal Razzia im Bulmker Park”, in: Westfälisches Volks-Echo vom 16.7.1946.
- (28) CDP[1949], S. 66ff.
- (29) OB, an den 59. F.S.S., Lagebericht, GE, den 5.3.1946, in StDA Ge 0/304.
- (30) K II/12, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 26.3.1946, in StDA Ge 0/2697.
- (31) Hans-Jürgen Priamus, ‘Arbeiten und nicht verzweifeln!': Gelsenkirchen. 1945-1956: Fotos und Dokumente aus der Frühphase der Bundesrepublik Deutschland, in Zusammenarbeit mit Holger Germann/Dieter Host/Norbert Silberbach, Essen, 1999, S. 55ff.
- (32) K II/12, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 11.2.1946, in StDA Ge 0/2697. 以下、個人情報を伏せた。
- (33) K I/5, an das St.A.21, Lageberichte, GE den 28.3.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (34) K II/5, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 14.11.1945, in: StDA Ge 0/2697. 「K II/5」は、タイプミスと考えられる。
- (35) K II/5, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 14.11.1945, in: StDA Ge 0/2697.
- (36) K I/5, an das St.A. 21, Lageberichte, GE, den 27.2.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (37) OB, an den 59. F.S.S., Lagebericht, GE, den 22.1.1946, in StDA Ge 0/304.
- (38) K I/5, an das St.A.21, Lageberichte, GE, den 29.12.1945, in: StDA Ge 0/2697.
- (39) K II/12, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 12.6.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (40) K II/12, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 26.7.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (41) K II/12, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 9.8.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (42) K II/5, an das St.A.21, Lageberichte, GE, den 12.8.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (43) K II/12, an das St.A.21, Lageberichte, BU, den 26.3.1946, in: StDA Ge 0/2697.
- (44) Nothen [2003], S. 311ff.

(かねた としまき・慶應義塾大学院)

